

自治基本条例 他市町村比較表「条例の位置付け」,「参加と協働」

資料4

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、市におけるまちづくりを進めるための規範であり、市民、議会及び執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、本村自治の基本原則及びまちづくりに関する基本的な原則を定めた最高規範であり、村民及び村は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用並びに計画等の策定、改定及び実施に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>
	<p>(参加の促進)</p> <p>第18条 執行機関は、市民が自主的及び主体的にまちづくりに参加できるよう多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。</p> <p>(参加の方法)</p> <p>第19条 執行機関は、政策の形成過程、実施及び評価の各段階において、市民が市政に参加することができるよう努めるとともに、説明会、懇談会等の開催、附属機関の委員募集、パブリックコメント等による意見聴取等を目的に応じた適切な方法により行うものとする。</p>	<p>(協働して行う村政運営)</p> <p>第22条 村は、村政に関する計画や政策の着想段階から村民の参画を促進し、村民と協働して村政運営を行います。</p> <p>2 村は、村民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係を構築します。</p>	<p>(町民参加)</p> <p>第8条 町民は、まちづくりの主体であるという原則に基づき、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 町は、町政に広く町民が参加する機会を保障し、積極的に町民参加を推進するものとします。</p> <p>3 町民参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けるものではありません。</p>	<p>(参加の推進)</p> <p>第23条 町は、町民が町政に参加できる多様な機会を提供し、参加の推進に努めなければならない。</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第28条 町は、町民との協働の推進に当たり、町民の自主性及び自律性を損なわないよう配慮しつつ、その活動に対して適切な支援を行うものとする。</p>